(d)　委員会に対し、この章の規定の実施に関連する問題（両締約国がとるべき措置を含む。）に関する小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。

(e)　必要な場合には、委員会に対し、この章の規定に基づく協力活動について勧告を行うこと。

(f)　両締約国間の更なる協力の方法を特定すること。

(g)　委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、政府開発援助に関する両締約国間の既存の協議の枠組みその他協力のための既存の制度を尊重するものとし、また、適当な場合には、協力活動及び協力計画の効果的かつ効率的な実施を確保するため、当該枠組み及び当該制度との間で情報を共有する。

4　小委員会は、両締約国政府の職員から成る。小委員会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

5　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

6　小委員会は、その規則及び手続を定める。

第十五章　紛争解決

第二百四条　適用範囲

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章に定める紛争解決手続は、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の回避及び解決について適用する。この章に定める期間その他の規則及び手続であって、仲裁裁判所に関するものは、両締約国の相互の同意により修正することができる。

2　1の規定にかかわらず、この章の規定は、第五章、第六章及び第十二章から前章までの規定については、適用しない。

第二百五条　協力

両締約国は、この協定の解釈又は適用について合意に達するよう常に努めるとともに、この協定の解釈又は適用に関するいかなる問題についても、迅速かつ相互に満足すべき解決を得るために、協力その他のこの協定に定める手段を通じあらゆる努力を払う。

第二百六条　あっせん、調停又は仲介

1　いずれの締約国も、あっせん、調停又は仲介を随時要請することができる。いずれの手続も、両締約国の合意により、いつでも開始することができるものとし、また、いずれかの締約国の要請により、いつでも終了することができる。

2　仲裁裁判所が裁定を下すまでの間、両締約国が合意する場合には、この章に定める仲裁裁判手続の進行中においても、あっせん、調停又は仲介を継続することができる。

3　あっせん、調停又は仲介に係る手続及びそれらに係る手続において両締約国がとる立場は、秘密とされ、かつ、その後の手続においていずれの締約国の権利をも害するものではない。

第二百七条　紛争解決の場の選択

1　この協定及び両締約国が締結している他の一の国際協定（世界貿易機関設立協定を含む。）の対象となる問題について紛争が生ずる場合には、協議を要請する締約国（以下この章において「申立国」という。）は、当該紛争を解決するための場を選択することができる。

2　両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、特定の紛争に関し、申立国が1に規定するいずれか一の協定に基づく仲裁裁判所の設置を要請したときは、当該特定の紛争に関し、当該特定の紛争を解決するために選択された手続以外のいかなる手続をも利用することはできない。

第二百八条　協議

1　一方の締約国は、第二百四条に規定するこの協定の解釈又は適用に関するいかなる問題についても、他方の締約国に対し書面により協議を要請することができる。

2　申立国は、他方の締約国に対して行う要請において、当該要請の理由（対象となっている措置の特定並びに申立ての根拠となる事実及び法的根拠の記載を含む。）を掲げるものとする。

3　協議を要請された締約国（以下この章において「被申立国」という。）は、その要請を受領した日の後十日以内に書面により回答する。

4　両締約国は、次のいずれかに定める期間内に誠実に協議を開始する。

(a)　緊急の場合には、協議の要請が受領された日の後十五日以内

注釈　緊急の場合には、品質が短期間に低下し、又は現在の状態が短期間に悪化する物品又はサービス（腐敗しやすい物品又は定められた期日の後に貿易上の価値を失うサービスを含む。）に関する場合を含む。

(b)　他の全ての場合については、協議の要請が受領された日の後三十日以内

5　被申立国は、協議の対象となる問題についての専門知識を有する関係する政府機関その他の規制団体が当該協議に参加することを可能とするよう努める。

6　この条の規定に基づく協議は、秘密とされ、かつ、その後の手続においていずれの締約国の権利をも害するものではない。各締約国は、当該協議が行われている間に、対象となる問題の十分な検討（当該問題がこの協定の運用及び適用にいかなる影響を及ぼすかについての検討を含む。）を可能とする十分な情報を提供するものとし、また、交換した秘密の情報を当該秘密の情報を提供した締約国が取り扱う基準と同一の基準で取り扱う。

7　協議は、直接に対面して又は両締約国に利用可能なあらゆる技術的手段によって行うことができる。両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、協議を直接に対面して行うときは、各締約国において交互に行う。

第二百九条　仲裁裁判所の設置

1　申立国は、次のいずれかの場合には、問題について検討するため、被申立国に対し書面により仲裁裁判所の設置を要請することができる。ただし、申立国が、この協定に基づく義務の履行を被申立国がとった結果又はこの協定に基づく義務に反する措置を被申立国がとった結果として、この協定に基づいて直接又は間接に申立国に与えられた利益が無効にされ、又は侵害されていると認めることを条件とする。

(a)　被申立国が、協議の要請を受領した日の後十日以内に回答しない場合又は当該要請を受領した日の後三十日以内に協議を開始しない場合

(b)　前条の規定に基づく協議の要請が受領された日の後五十日以内（緊急の場合には三十日以内）に、両締約国が当該協議により問題を解決することができない場合

注釈　仲裁裁判所の設置の要請は、この協定の義務を遵守していないとの主張を伴うことなく、利益の無効化又は侵害のみを根拠とする場合には、認められない。

2　この条の規定による仲裁裁判所の設置の要請には、当該要請の理由、付託する措置その他の事項並びに申立ての根拠となる事実及び法的根拠（違反があったとされるこの協定の規定その他適用可能な国際法の関連規定を含む。）を明記する。

3　両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁裁判所は、この章の規定に適合する方法により選定され、任務を遂行する。

第二百十条　仲裁裁判所の構成

1　両締約国は、仲裁裁判所の設置に当たり、次の手続を適用する。

(a)　仲裁裁判所は、三人の構成員から成る。

(b)　一方の締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後三十日以内に一人の仲裁人を任命し（自国民を任命することができる。）、(e)の規定により仲裁裁判所の裁判長となる第三の仲裁人の候補者を四人まで提案し、並びに任命した一人の仲裁人及び提案する第三の仲裁人の候補者を書面により他方の締約国に通報する。

(c)　両締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後四十五日以内に、(b)の規定により提案された候補者の中から、仲裁裁判所の裁判長となる第三の仲裁人を合意により任命するよう努める。